



地球温暖化対策の一環として補助金を交付します

新エネルギー利用設備設置補助金

問い合わせ 環境政策課 ☎229-3212 FAX229-3354

太陽光発電システムの補助金額(一件当たり)

	太陽電池モジュールの 公称最大出力の合計	金額
個人住宅、共同住宅、 事業所	5kw以上10kw未満	6万円
自治会集会所	3kw未満	21万円
	3kw以上6kw未満	42万円
	6kw以上10kw未満	70万円

家庭用燃料電池(エネファーム)・小型風力発電システムの補助金額(一件当たり)…6万円

対象設備 太陽光発電システム、家庭用燃料電池(エネファーム)、小型風力発電システム

対象 市内で、個人住宅や共同住宅、事業所、自治会集会所に対象設備を設置する人(新築・既築は問いません)

申し込み 環境政策課または各総合支所地域振興課へ

*申し込み前に対象設備の設置工事に着手したときや事業が年度内に完了しないときなど、補助金の交付対象にならない場合があります。詳しくは津市ホームページをご覧ください。



市営浄化槽事業と浄化槽設置補助制度のご案内

問い合わせ 下水道工務課 ☎239-1038 FAX239-1037 営業課 ☎239-1031 FAX237-5819

市営浄化槽区域にお住まいの人へ

市営浄化槽事業

津市では市営浄化槽区域(下水道計画区域や農業集落排水処理施設などの集合処理区域を除いた区域)で合併処理浄化槽の設置と維持管理を行っています。以下の申し込みは随時受け付けています。詳しくは下水道工務課へお問い合わせください。

◆単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽に変更する場合

申し込み 市営浄化槽設置依頼書に必要事項を記入し、下水道工務課へ提出してください。受け付け後、現地調査を行い設置の可否を決定します。なお、土地の形状や工事の方法などで、すぐに施工できない場合や申し込みが多い場合には、翌年度以降の設置になることがあります。

◆住宅の新築などを行う場合

申し込み 市営浄化槽設置依頼書に必要事項を記入し、下水道工務課へ提出してください。受け付け後、現地調査を行い設置の可否を決定します。また、申請する人は申請前に打ち合わせが必要です。

いずれも分担金額

浄化槽の大きさ	分担金額
5人槽	8万8,000円
7人槽	10万8,000円
10人槽	14万円
11~100人槽	営業課へお問い合わせください

◆すでに合併処理浄化槽を設置している場合

市営浄化槽区域で、すでに合併処理浄化槽を設置していて、一定の条件を満たす場合は、津市に帰属することができます。帰属後は市が合併処理浄化槽の維持管理を行います。帰属の条件や申請方法など詳しくはお問い合わせください。

市営浄化槽区域外にお住まいの人へ

浄化槽設置補助制度

住居専用住宅に浄化槽を設置する場合に補助金を交付します。詳しくは営業課へお問い合わせください。

対象区域

- 下水道計画区域内で下水道予定処理区域外の地域
- 下水道予定処理区域になった日の翌日から7年を経過しても下水道の供用が開始されないと見込まれる地域

区分	浄化槽の大きさ	限度額(下水道予定処理区域外・区域内共通)
単独処理浄化槽 やくみ取り便槽 からの転換設置 (建て替えを伴う場合を除く)	5人槽	33万2,000円
	7人槽	41万4,000円
	10人槽	54万8,000円
新築に伴う浄化槽設置	5人槽	8万4,000円
	7人槽	10万3,000円
	10人槽	13万8,000円

*下水道予定処理区域外の地域には、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から転換するときの配管費用6万円までと、槽の全部撤去の費用9万円までを別途交付します。また、単独処理浄化槽を撤去せず、雨水貯留槽等への再利用するために必要な工事費用として9万円までを交付することもできます。

*補助金交付申請は、必ず工事の着手前に行ってください。補助金等交付決定前に工事着手している場合は、補助の対象となりません(単独処理浄化槽の撤去なども含む)。